伊予市お試し滞在補助金交付要綱

令和8年4月1日
伊予市告示第134号

（趣旨）

第1条　この要綱は、移住・定住の推進を図るため、県外から本市への移住を検討している者に対して、伊予市お試し滞在補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか規則において使用する用語の例による。

(1)　移住相談　伊予市移住サポートセンター「いよりん」（以下「いよりん」という。）に対して移住に関する相談を行うことをいう。

(2)　移住視察　移住相談を行った上で、いよりんの職員のアテンドのもと市内関係施設を訪問することをいう。

（補助対象者）

第3条　補助金の対象者は、県外から本市への移住を検討し、移住視察を実施する世帯の代表者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)　交付申請の日において、愛媛県外に住民票を有すること。

(2)　交付申請の日までに移住視察を行うこと。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1)　18歳未満の者

(2)　暴力団排除条例（平成29年法律第65号）第2条第3号に規定する暴力団員である者

(3)　補助金を交付すべきでない相当の理由があると市長が認める者

（補助金の交付申請）

第4条　規則第5条第1項に規定する申請は、移住視察を完了した日から14日以内に、様式第1号により行うものとする。

2　補助金の交付申請は、１世帯につき１回限りとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、１世帯当たり5,000円とする。

（補助金の交付決定）

第６条　規則第６条第３項に規定する通知は、様式第２号により行うものとする。

（補助金の請求）

第７条　規則第15条第２項に規定する請求は、様式第３号により行うものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。